

○宜野湾市建築基準法施行細則

平成8年3月29日

規則第9号

改正 平成10年9月30日規則第26号
平成10年10月13日規則第27号
平成11年4月30日規則第18号
平成12年3月31日規則第27号
平成13年1月4日規則第3号
平成13年8月1日規則第24号
平成14年10月1日規則第46号
平成16年3月8日規則第4号
平成16年6月25日規則第21号
平成19年3月30日規則第14号
平成20年11月14日規則第22号
平成28年5月31日規則第29号
平成30年2月21日規則第1号

宜野湾市建築基準法施行細則(平成5年宜野湾市規則第1号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 確認申請手数料等(第3条・第4条)
- 第3章 手続(第5条～第15条)
- 第4章 報告(第16条～第18条)
- 第5章 建築物の敷地及び道路(第19条～第27条)
- 第6章 公開による意見の聴取(第28条～第34条)
- 第7章 雑則(第35条)

附則

- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の施行のため、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、建築基準法施行条例(昭和47年沖縄県条例第83号。以下「県条例」という。)及び宜野湾市建築基準法施行条例(平成12年宜野湾市条例第30号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平12規則27・一部改正)

(標識による公示)

第2条 法第9条第13項(法第10条第4項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する標識は、次の各号に定める様式によるものとする。

(1) 法第9条第1項及び第10項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、様式第1号

(2) 法第10条第2項及び第3項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、様式第2号

(3) 法第90条の2第1項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により命令した場合は、様式第3号

(平11規則18・全改、平12規則27・平20規則22・一部改正)

第2章 確認申請手数料等

(平11規則18・追加)

(手数料の納入方法)

第3条 条例第6条から第16条までに規定する手数料は、市の発行する納付通知書に現金を添えて、指定金融機関に支払うものとする。

(平12規則27・全改、平16規則21・平20規則22・一部改正)

(確認申請手数料等の減免)

第4条 条例第18条の規定により次の各号のいずれかに該当する建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)についての確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又

は中間検査通知手数料は、第11条において読み替えて準用する条例第7条、第12条において読み替えて準用する条例第8条及び第13条において読み替えて準用する条例第9条の規定により算定した額(確認申請手数料にあつては法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に同条第5項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれているときは条例第7条第3項に規定する加算額を除き、計画通知手数料にあつては法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同条第4項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれているときは条例第11条において読み替えて準用する条例第7条第3項に規定する加算額を除く。)の2分の1に相当する額を減額する。

(1) 行政庁の処分により移転するもの

(2) その他市長が特別の理由があるものと認めるもの

2 災害により滅失し、又は破損した住宅をその災害の発生の日から1年以内にこれを建築し、又は大規模な修繕をする場合における確認申請手数料(法第6条第1項の規定による確認の申請に係る計画に同条第5項の構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれている場合にあつては、条例第7条第3項に規定する加算額を除く。)、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料(法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に同条第4項の構造計算適合性判定に要する構造計算に係る部分が含まれている場合にあつては、条例第11条において読み替えて準用する条例第7条第3項に規定する加算額を除く。)、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料は条例第18条の規定により免除する。

3 前2項の規定により確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、計画通知手数料、完了検査通知手数料又は中間検査通知手数料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除の事由に該当することを証する書面を、法第6条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書、法第7条第1項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する完了検査の申請書、法第7条の3第1項(法第87条の2及び第88条第1項において準

用する場合を含む。)に規定する中間検査の申請書、法第18条第2項(法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書、法第18条第14項(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する工事完了の通知書又は法第18条第17項(法第87条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する工事終了の通知書に添えて市長に提出しなければならない。

(平20規則22・全改)

第3章 手続

(平11規則18・平20規則22・改称)

(確認申請書等に添付する図書)

第5条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第2項の規定により建築主事に提出する確認の申請書及び計画通知書(以下「確認申請書等」という。)には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、次の各号に掲げる図書に明示すべき事項を省令第1条の3又は第3条に規定する図書に明示してその図書を添える場合は、この限りでない。

- (1) 建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場等工事計画書(様式第5号)
- (2) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存不適格建築物工事計画書(様式第6号)又は卸売市場等の既存不適格建築物工事計画書(様式第7号)及び関係図面
- (3) 建築物の敷地が高さ2メートルをこえるがけに接し、又は近接する場合には、がけの高さ、がけの下端及び上端と当該建築物との距離並びにがけの形状を明示した断面図
- (4) 建築物の便所を水洗式とする場合は、尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の構造及び性能詳細図並びに当該汚水の排水経路図
- (5) 建築物が法第12条第1項の規定により定期に報告を要するものである場

合は、定期報告対象建築物調書(様式第7号の2)及び関係図面

(6) その他建築主事が必要と認める図書

2 確認申請書等に係る建築物が県条例第4条に規定する災害危険区域に建築するものである場合は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条の規定による知事の許可書又は知事との協議書を、当該確認申請書等に添付しなければならない。

3 法令の規定により申請又は届出を建築主に代って行う者は、当該申請又は届出に建築主の委任状を添付しなければならない。

(平11規則18・平12規則27・平13規則24・平20規則22・一部改正)

第6条 削除

(平20規則22)

(許可申請書の添付図書等)

第7条 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図面(次の各号のいずれかに該当する許可の申請の場合にあつては、同条第1項の表二の(三十)の項に掲げる図面を加える。)、工場等工事計画書(全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の許可の申請の場合に限る。)、許可申請の理由書及びその他市長が必要と認める図書又は書面とする。

(1) 法第55条第3項第1号又は第2号に規定する建築物の許可

(2) 法第56条の2第1項ただし書に規定する建築物の許可

(3) 法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可

2 省令第10条の4第4項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、省令第3条第2項の表に掲げる図書及び市長が必要と認める図書又は書面とする。

(平20規則22・全改)

(道路位置の指定申請等)

第8条 条例第3条第1項に規定する道路位置指定申請書は、様式第8号によるものとし、正副2通を当該築造工事に着手する前に市長に提出しなければならない

ない。ただし、副本に添付する条例第3条第1項各号に掲げる図書は、正本に添付する図書の写しとすることができる。

- 2 市長は、道の位置の指定を行ったときは、道路位置指定書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。
- 3 法第42条第3項の規定による水平距離の指定申請に関する手続きについては、第1項及び前項の規定を準用する。この場合において水平距離指定申請書及び水平距離指定書は、それぞれ様式第10号及び様式第11号とする。

(平11規則18・平12規則27・一部改正)

(位置指定道路の変更又は廃止申請等)

第9条 条例第4条に規定する位置指定道路等の変更等申請書は、様式第12号によるものとし、正副2通を当該築造工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の位置指定道路等を変更し又は廃止したときは、位置指定道路の変更等指定書(様式第13号)を申請者に交付するものとする。

(平11規則18・平12規則27・平13規則24・一部改正)

(認定申請書の添付図書等)

第10条 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書は、省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び第(ろ)の項に掲げる図面(法第55条第2項に規定する認定にあつては、同表(る)の項に掲げる図面を加える。)、工場等工事計画書(全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の認定の申請の場合に限る。)、認定申請の理由書及びその他市長が必要と定める図書とする。

- 2 次の各号のいずれかに掲げる建築物の認定を受けようとする者は、省令第1条の3第1項の表一(い)の項に掲げる図書、工場等工事計画書(様式第5号。全部又は一部を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の認定の申請の場合に限る。)、認定申請の理由書その他市長が必要と認める図書又は書面を添えた建築物認定申請書(様式第14号)及びその副本1通を市長に提出しなければならない。

(1) 政令第115条の2第1項第4号ただし書に規定する建築物の認定

(2) 県条例第4条ただし書に規定する建築物の認定

3 市長は、前項の認定を行ったときは、建築物認定書(様式第15号)を申請者に交付するものとする。

(平11規則18・全改、平13規則24・平14規則46・平20規則22・一部改正)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請の添付図書等)

第11条 省令第10条の16第1項第4号、第2項第3号又は第3項第3号の規定による認定申請書(法第86条第1項又は第2項の規定による建築物の認定申請書)に添付する図書又は書面で市長が規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 団地計画の概要を表した図面

(2) 省令第10条の16第1項第3号に定める同意書に係る印鑑証明書

(3) その他市長が必要と認める図書又は書面

(平11規則18・全改、平20規則22・一部改正)

(総合設計制度に係る敷地面積の規模)

第12条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が定める敷地面積の規模は、次の表の(あ)欄に掲げる区分に応じて同表(い)欄に掲げる数値とする。

	(あ)	(い)
	地域	敷地面積の規模(単位：m ²)
1	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1,500
2	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域	1,000

	工業地域	
3	近隣商業地域 商業地域	500
4	未指定	1,500

(設計変更等)

第13条 許可又は認定を受けた建築物等の設計を変更しようとするときは、改めて許可又は認定を受けなければならない。ただし、その変更の内容が省令第3条の2に掲げる軽微なものである場合又は市長が再度の許可又は認定を必要としないと認めたものについては、その限りでない。

- 2 前項ただし書きの場合においては、設計変更申請書(様式第16号)及びその副本に、許可書又は認定書及び変更図書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、設計変更承認書(様式第17号)を申請者に交付するものとする。
- 4 確認を受けた建築物等の設計を、省令第3条の2に掲げる軽微な内容の変更をしようとするときは、設計変更届(様式第18号)及びその副本に、確認通知書及び変更図書を添えて建築主事に届け出なければならない。
- 5 建築主事は、前項の規定による設計変更届を受理したときは、受領印を押した副本を申請者に返却するものとする。
- 6 第1項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準用する。

(平11規則18・全改、平12規則27・平13規則24・平20規則22・一部改正)

(記載事項等の変更)

第14条 確認又は許可若しくは認定を受けた建築物等の建築主又は築造主(以下「建築主等」という。)は、確認又は許可若しくは認定を受けた建築物の建築主等、代理人、工事監理者、工事施工者、その他当該申請の記載事項(以下「記載事項等」という。)の変更をした場合は、速やかに許可(認定・確認)記載事項等変更届出書(様式第19号)を市長又は建築主事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、確認又は許可若しくは認定の申請をした建築物の建築主等が、

確認又は許可若しくは認定を受けるまでに記載事項等を変更した場合に準用する。

- 3 建築主等は確認申請書を提出するときまでに、工事監理者、工事施工者を定めてない場合は、当該建築物に着手する前に、工事監理者(工事施工者)選定届出書(様式第20号)に確認済証を添えて建築主事に提出しなければならない。
- 4 確認を受けた建築物等の工事監理者は、何らかの事由により工事監理を辞退した場合は、第1項の規定にかかわらず、工事監理ができない旨の事由を明記した工事監理者辞退済届を、建築主事に提出することができる。

(平11規則18・全改、平12規則27・平20規則22・一部改正)

(工事取りやめ届出書等)

第15条 許可若しくは認定(法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可又は法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定を除く。)又は確認を受けた建築物等の建築主等が工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届出書(様式第21号)に許可通知書若しくは認定通知書又は確認済証を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主等は、許可申請若しくは認定申請又は確認申請若しくは検査申請を許可若しくは認定又は確認若しくは検査を受ける前に取下げるときは、取下届出書(様式第22号)を市長又は建築主事に提出しなければならない。+
- 3 前2項の規定は、法第18条第2項及び第14項の規定による通知をした者について準用する。この場合において、前項中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、「検査申請」とあるのは「完了通知」と読み替えるものとする。

(平20規則22・全改)

第4章 報告

(平11規則18・一部改正)

(特定建築物の定期報告)

第16条 法第12条第1項の規定による特定建築物の調査結果の報告について省令第5条第1項の市長が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
 - (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、旅館又はホテルの用途に供するもの 平成28年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
 - (3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、前号以外のもの 平成30年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
 - (4) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物のうち、体育館の用途に供するもの 平成29年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
 - (5) 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物のうち、前号以外のもの 平成30年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
 - (6) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物 平成29年を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。
 - 3 省令第5条第4項に規定する市長が定める書類は、省令第1条の3第1項の表一の(イ)項に掲げる図書(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図を除く。)とする。
 - 4 第1項に定める建築物を除却し、その用途を変更し、又はその使用を休止し、若しくは再使用したときは、2週間以内に、特定建築物の除却(変更・休止・再使用)届(様式第24号)を市長に提出しなければならない。
 - 5 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して3年間とする。

(平19規則14・全改、平20規則22・平28規則29・一部改正)

(特定建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第17条 法第12条第3項の規定により、市長が指定する特定建築設備等は、同条第1項に規定する定期報告を要する建築物に、法第35条の規定により設けた排煙設備(排煙機を有するものに限る。)及び非常用の照明装置とする。

- 2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の市長が定める時期は、毎年4月1日より12月20日までとする。
- 3 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前3月以内に行わなければならない。
- 4 法第12条第3項の規定により定期報告を要する特定建築設備等及び政令第138条の3に規定する昇降機等を廃止し、若しくは休止し、又は再使用したときは、2週間以内に、特定建築設備等の廃止(休止・再使用)届(様式第25号)を市長に提出しなければならない。
- 5 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第8号及び第9号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

(平19規則14・全改、平20規則22・平28規則29・一部改正)

(所有者等の変更届)

第17条の2 法第12条第1項に規定する定期報告を要する特定建築物について所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)の変更があったときは、変更後の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。次項において同じ。)は、2週間以内に、特定建築物の所有者等変更届(様式第26号)を市長に提出しなければならない。

- 2 法第12条第3項の規定により定期報告を要する昇降機及び政令第138条の3に規定する昇降機等について所有者等の変更があったときは、変更後の所有者は、2週間以内に、(昇降機等・防火設備)の所有者等変更届(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

(平28規則29・追加)

(工事の計画及び施工状況の報告)

第18条 法第12条第5項(法第88条第1項、第2項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長、建築主事又は建築監視員が建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施行の状況に関して報告を求める場合等は、次の表に掲げるとおりとする。

報告を求める場合	報告を求める事項	報告を求める相手方	報告を求める時期	報告書又は図書
(1) 法第6条第1項第1号から第4号に規定する建築物を建築する場合	建築物の配置	工事監理者	やり方完了時	工程報告書 (様式第28号)
(2) 階数5以上又は延べ面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合	コンクリート工事の施工計画	設計者又は工事監理者	工事着手前	施工計画報告書(様式第29号)
(3) その他市長又は建築主事若しくは建築監視員が必要と認める場合	市長又は建築主事若しくは建築監視員が必要と認める事項	市長又は建築主事若しくは建築監視員が必要と認める者	市長又は建築主事若しくは建築監視員が必要と認める時期	市長又は建築主事若しくは建築監視員が必要と指定する図書

(平11規則18・平12規則27・平13規則24・平20規則22・平28規則29・一部改正)

第5章 建築物の敷地及び道路

(平11規則18・一部改正)

(角地等の指定)

第19条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する建築物の建ぺい率を緩和する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 周辺の長さの3分の1以上が道路又は公園、広場、水面その他これらに

類するものに接する敷地

(2) 周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル(前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合にあつては、これらの幅員の合計とする。)以上の道路に接する敷地

(3) 周辺の長さの6分の1以上が2以上の道路(それぞれの道路の幅員の合計が12メートル以上のものに限る。)に接し、かつ、接する長さがそれぞれ4メートル以上ある敷地

(平11規則18・平13規則24・平20規則22・一部改正)

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第20条 政令第135条の2第2項の規定により規則で定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から1メートル低い位置にあるものとみなす。

(隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第21条 政令第135条の3第2項又は同第135条の4第2項の規定により規則で定める建築物の敷地の地盤面の位置は、隣地の地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第22条 政令第135条の12第2項の規定により規則で定める建築物の敷地の平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(平20規則22・一部改正)

(道の指定)

第23条 法第42条第2項に規定する市長が指定する道は、法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で一般の交通の用に供されているものとする。

2 建築主は、前項の道路に接して建築物を建築する場合は、法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる境界をコンクリート製標示くい、鋼製の鋳等耐久性のあるものにより明確にしなければならない。

(平12規則27・一部改正)

(道路の指定等の公示)

第24条 市長は、法第42条第1項第3号に規定する私道の変更及び廃止、同項第5号及び同条第2項の規定による道路位置の指定、指定の変更及び指定の廃止並びに同条第3項の規定による水平距離の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(平13規則24・平20規則22・一部改正)

(道路の位置の標示)

第25条 法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定を受けようとする者は、その道路の位置を側溝若しくは境界ブロック等耐久性のあるもので明確に標示しなければならない。

(尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域)

第26条 政令第32条第1項の表に規定する特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で定める区域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する「処理区域」を除く市内全域とする。

(平20規則22・一部改正)

(強い風を考慮して指定する区域と数値)

第27条 政令第46条第4項表3の中(1)号の指定区域と見付面積に乗じる数値を次のとおり定める。

	区域	見付面積に乗じる数値 (cm/m ²)
(1)	市内全域	75

(平20規則22・一部改正)

第6章 公開による意見の聴取

(平10規則26・全改、平11規則18・一部改正)

(公開による意見の聴取の請求)

第28条 法第9条第3項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項まで、法第90条第3項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。)並びに法

第90条の2第2項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))
又は第8項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第90条第3項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した公開による意見の聴取請求書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。

(平10規則26・平11規則18・平12規則27・平20規則22・平28規則29・一部改正)

(公開による意見の聴取の公告)

第29条 公開による意見の聴取の公告は、宜野湾市公告式条例(昭和47年3月29日条例第2号)第3条により本市役所の掲示場にこれを掲示して行うほか、適当な場所にこれを掲示して行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項によるほか、市の広報等に登載してこれを行う。

(平10規則26・平10規則27・平12規則27・一部改正)

(公開による意見の聴取の放棄)

第30条 法第9条第4項(法第10条第2項又は法第45条第2項若しくは法第90条の2第2項の規定において準用する場合を含む。))、法第46条第1項又は法第48条第13項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、市長は、その者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、意見の聴取のため出頭を求められた者が特別な理由により所定の期日及び場所に出頭できない場合において、あらかじめその旨を市長に届け出た場合は、この限りでない。

(平10規則26・平11規則18・一部改正)

(公開による意見の聴取の延期又は変更)

第31条 市長は、災害その他やむを得ない理由により意見の聴取を行うことができない場合又は前条ただし書の規定により出席できない旨の届け出をした者について必要と認める場合には、意見の聴取の期日を延期又は変更することができる。

2 第29条の規定は、前項により公開による意見の聴取の期日を延期又は変更する場合について準用する。

(平10規則26・一部改正)

(代理人及び証人)

第32条 法第9条第4項(法第10条の2第2項又は法第45条第2項若しくは法第90条の2第2項の規定において準用する場合を含む。)、法第46条第1項又は法第48条第13項の規定により出頭を求められた者は、公開による意見の聴取に際して代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、代理権限を証する書面を公開による意見の聴取の期日までに市長に提出しなければならない。

2 法第9条第5項(法第10条の2第2項又は法第45条第2項若しくは法第90条の2第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者が、同条第6項の規定により証人を出席させるときは、あらかじめ文書をもって市長に届け出なければならない。

(平10規則26・平11規則18・一部改正)

(参考人の出席)

第33条 市長は、公開による意見の聴取に関し必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(平10規則26・一部改正)

(秩序の維持)

第34条 市長は、公開による意見の聴取の進行を妨げ、又は不当な行為を行う者に対して、退場を命じ、その他公開による意見の聴取の秩序を維持するために必要な事項を命じ、又は措置をとることができる。

(平10規則26・一部改正)

第7章 雑則

(平11規則18・一部改正)

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、法令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年9月30日規則第26号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成10年10月13日規則第27号)

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成11年4月30日規則第18号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第27号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月4日規則第3号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年8月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月8日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月25日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月14日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市建築基準法施行細則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成28年5月31日規則第29号)

(施行日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正後の宜野湾市建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物(この規則による改正前の建築基準法施行細則第16条第1項により市長が指定した建築物を除いたものに限る。)について、この規則の施行後最初に行う法第12条第1項の規定による報告については、平成29年4月1日から同年12月20日までに行われたものは、それぞれ第16条第1項第1号及び第2号に掲げる期間内に行われた報告とみなす。
- 3 政令第16条第3項第1号の小荷物専用昇降機及び同項第2号の防火設備(この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項(いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)に関する新規則第17条第2項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年4月1日から12月20日まで」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」とする。

附 則(平成30年2月21日規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

<p>建築基準法による命令の公告(違反関係)</p>	60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
建築物の所在地 工作物	
命令を受けた者の氏名	
この建築物は、建築基準法の規定に違反しているので、同法の規定により 工作物	
を命じた。	
年 月 日 宜野湾市長 氏 名	
注意	
1 この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。	
2 この命令に違反して建築物の工事をを行った者は、建築基準法の規定により罰せられる。	
3 電気、ガス及び水道の供給を保留するよう関係事業者へ通知済である。	
45センチメートル以上	

備考 標識の使用にあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 様式中の5行目の空欄には、措置事項を記入すること。

様式第2号(第2条関係)

建築基準法による命令の公告(不適合関係)	
建築物 工作物の所在地	
命令を受けた者の氏名	
この建築物 工作物は、著しく	保安上危険となるおそれがある 衛生上有害であると認めためので、
により	を命じた。
	年 月 日
	宜野湾市長 氏 名
注意	
1 この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。	

45センチメートル以上

60
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

備考 標識の使用にあたっては、次の事項に留意すること。

- 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 様式中の5行目の空欄には、措置事項を記入すること。

様式第3号(第2条関係)

建築基準法による命令の公告(防災(工事中)関係)		60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
建築物 建築設備の所在地 工作物		
命令を受けた者の氏名		
建築物 この工事中の建築設備は、建築基準法上著しく防火上支障があると認め 工作物	安全上 避難上	
たので、同法の規定により	を命じた。	
	年 月 日 宜野湾市長 氏 名	
注意		
1 この標識を損壊する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられる。		
45センチメートル以上		
備考 標識の使用にあたっては、次の事項に留意すること。		
1 様式中の不要の文字は、抹消すること。		
2 様式中の5行目の空欄には、措置事項を記入すること。		

様式第4号(第4条関係)

手数料等減額(免除)申請書									
宜野湾市長 殿					年 月 日				
住所					申請者				
氏名					印				
宜野湾市建築基準法施行条例第11条(第1項・第2項)の規定により手数料を減額(免除)して下さるよう申請します。									
建築主	住所								
	氏名		☑						
建築場所		宜野湾市							
主要用途		工事種別			構造				
建築物概要	申請部分		申請以外の部分		合計				
	敷地面積 m ²								
	建築面積 m ²								
	延べ面積 m ²								
減額免除申請理由									
上記申請に基づき次のとおり決定してよろしいでしょうか。									
部長	次長	課長	技幹	係長	係				
決定区分	1 減額する		規定額		円		減免割合 %		
	2 免除する		減免額		円				
	3 減額(免除)しない		減免後額		円				
決定理由									

※ 附近見取図、配置図、各階平面図、求積表を添付してください。

様式第5号(第5条関係)

工場等工事計画書							
工場 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物に関する工事計画書は、次のとおりです。							
年 月 日			住所				
申請者			氏名 (名称及び代表者氏名) 印				
宜野湾市建築主事 殿							
建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			☎				
敷地の位置	地名	地番	宜野湾市		その他の地域 地区・区域等		
	用途	地域					
工場関係事項	業種	作業場床面積					
		申請部分	申請以外の部分	合計			
	原料名	1日の処理量	部	品	1日の生産量		
	(機械の種類)	機械台数			原動機の出力kw		
		新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計
	合計						
	作業方法						
危険物関係参考事項		申請部分	申請以外の部分	合計			
	面積						
	用途						
	最大貯蔵量						
	最大処理量						

- 備考 1 「業種」欄は、工場業態がわかるように記入すること(例 合成樹脂成型加工工場)
- 2 「原料名」欄は、工場に搬入される原料の品名を記入すること。
- 3 「作業方法」欄は、作業工程の順に従って具体的に記入すること。(外注部分はその旨明記し、又は作業工程について別紙により説明書を添付すること。)
- 4 「参考事項」欄は、工場については創立年月日、略歴、過去の確認又は許可及び工員数を、危険物については政令第116条第3項の比率等を記入すること。
- 5 当該計画書により説明出来ない場合があるときは、必要に応じて別紙、カタログ等により説明すること。

様式第6号(第5条関係)

既存不適格建築物工事計画書						
既存不適格建築物に関する工事の計画は、次のとおりです。						
年 月 日						
申請者				住所		印
氏名				(名称及び代表者氏名)		
宜野湾市建築主事 殿						
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		☎				
2 敷地の位置	地名地番	宜野湾市				
	用途地域		その他の地域 地区・区域等			
	防火地域					
3 主要用途			4 工事種別			
5 新築年月日		年 月 日		6 基準時年月日		年 月 日
		(A) 基準時の 数値	(B) 今回の報告 までの増減	(C) 今回の報告 に係る増減	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)
7 敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
8 建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
9 延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
10 法第48条 関係	作業場の床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	原動機の出力	KW	KW	KW	KW	KW
	機械の台数	台	台	台	台	台
	容器等の容量	1	1	1	1	1
11 法第 条不適格関係						
12 法第 条不適格関係						
13 法第 条不適格関係						
14 法第 条不適格関係						
15 法第 条不適格関係						
16 特記事項						
参 考 事 項						

- 備考 1 必要に応じて、別紙、図面等を添付し説明すること。
- 2 原動機、機械、容器等の説明を参考事項欄又は別紙に説明し、場合によっては、カタログ等を添付すること。
- 3 「新築年月日」には既存不適格建築物の新築年月日を記入すること。

様式第7号(第5条関係)

卸売市場等の既存不適格建築物工事計画書							
卸売市場等の延べ床面積の既存不適格建築物に関する工事の計画は、次のとおりです。							
年 月 日							
申請者					住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 印		
宜野湾市建築主事 殿							
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		☎ 宜野湾市					
2 敷地の位置	地名地番	宜野湾市					
	用途地域				その他の地域 地区・区域等		
	防火地域						
3 主要用途			4 工事種別				
5 新築年月日			年 月 日		6 許 基 準 時 年 月 日		
		(A) 許可又は基 準時の数値	(B) 今回の報告時 までの増減	(C) 今回の報告 に係る増減	(D) (B) + (C)	(E) (A) + (B) + (C)	(E) (A)
7 敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
8 建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
9 延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
10 法第51条ただし書の規定 による許可を受けた卸売 市場等の延べ床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
11 既存不適格の卸売市場等 の延べ床面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
12 法第51条ただし書の規定 による許可を受けた汚物 処理等の処理の能力		人	人	人	人	人	
13 既存不適格の汚物処理場 等の処理能力		人	人	人	人	人	
14 特記事項							
参 考 事 項							

- 備考 1 必要に応じて、別紙、図面等を添付し説明すること。
 2 原動機、機械、容器等の説明を参考事項欄又は別紙に説明し、場合によっては、カタログ等を添付すること。
 3 「新築年月日」欄には既存不適格建築物の新築年月日を記入すること。

様式第7号の2(第5条関係)

定期報告対象建築物等調書

1	宜野湾市建築基準法施行細則第16条第1項の規定による区分((1)項～(5)項) 【区分】(注:複数該当する場合は、床面積が最大のものを記載すること。)
2	宜野湾市建築基準法施行細則第20条第1項の規定による特定建築設備の有無 【排煙設備 有・無】 【非常用照明設備 有・無】 【防火設備 有・無】 【昇降機 エレベーター 基 非常用エレベーター 基 エスカレーター 基 小荷物専用昇降機(フロアタイプ) 基】
3	建 築 主 【氏 名】 【郵便番号】 【住 所】 【電話番号】
4	設 計 者 【資 格】 ()級建築士 ()登録第 号 【氏 名】 【建築士事務所】 ()級建築士事務所()知事登録 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
5	維持管理予定者 【氏 名】 【郵便番号】 【住 所】 【電話番号】
6	建 築 物 名 称
7	所 在 地
8	道 路 【幅 員】 (m) 【敷地と接している部分の長さ】 (m)
9	主 要 用 途
10	階 数 【地上 階】 【地下 階】 【昇降機塔等 階】
11	構 造
12	最 高 の 高 さ (m)
13	最 高 の 軒 の 高 さ (m)

(裏)

14	敷地面積	(m ²)				
15	建築面積	(m ²)				
16	延べ面積	【申請部分】	【申請以外の部分】	【合計】			
		(m ²)	(m ²)	(m ²)
17	階別概要						
	【階別用途別】						
	【用途】	【床面積】	【客席面積】	【住宅戸数】			
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
(階)	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
	【用途別】						
	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
	()	(m ²)	(m ²)	()			
18	性能検証法等の適用						
	<input type="checkbox"/> 耐火性能検証法		<input type="checkbox"/> 防火区画検証法				
	<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法((階)		<input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法				
	<input type="checkbox"/> その他()						
19	増築、改築、用途変更等の経過						
	昭和・平成	年	月	日	概要()		
	昭和・平成	年	月	日	概要()		
	昭和・平成	年	月	日	概要()		
	昭和・平成	年	月	日	概要()		
20	備考						
※	この欄は記入 しないで下さい。		建築確認年月日 建築確認番号	年 月 日 第 号			

様式第8号(第8条関係)

道路位置指定申請書(正)												
建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 申請者 住所 氏名 印 (名称及び代表者氏名) 宜野湾市長 殿												
1	築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			☐								
2	代理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			☐								
3	申請道路の地名・地番			宜野湾市								
4	申請道路の幅員 及び延長			幅員	m	延長	m	面積	m ²			
				転回広場		ヶ所	面積	m ²				
5	申請道路の構造及び 表面仕上げ											
6	申請道路の築造予定 年 月 日			年	月	日	着工	年	月	日	完了	
7	申請理由											
※	受付欄			下水道施設課			土木課			都市計画課		
				課長	係長	係	課長	係長	係	課長	係長	係

- 備考 (1) ※印欄は、記入しないこと。
 (2) 添付図書は、裏面の記載要領をよく読んで記入すること。

様式第8号(第8条関係)

道路位置指定申請書(副)	
<p>建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏 名 印 (名称及び代表者氏名)</p> <p>宜野湾市長 殿</p>	
1 築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☐
2 代理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☐
3 申請道路の地名・地番	宜野湾市
4 申請道路の幅員 及び延長	幅員 m 延長 m 面積 m ² 転回広場 ケ所 面積 m ²
5 申請道路の構造及び 表面仕上げ	
6 申請道路の築造予定 年 月 日	年 月 日着工 年 月 日完了
7 申請理由	
※ 受付欄	

備考 (1) ※印欄は、記入しないこと。

(2) 添付図書は、裏面の記載要領をよく読んで記入すること。

様式第8号の裏

(添付図書)

- 1 委 任 状
- 2 誓 約 書
- 3 維持管理計画書
- 4 各関係権利者の承諾書
- 5 印鑑証明書
- 6 各登記簿謄本
- 7 公図の写し
- 8 その他市長が必要と認める図書
- 9 図 面
 - 付近見取図
 - 地 籍 図
 - 構 造 図
 - そ の 他

注 1 図面中に地番地目、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。

注 2 縮尺は付近見取図にあつては3,000分の1、地籍図にあつては500分の1、構造図にあつては50分の1程度とすること。

注 3 申請の道路の幅員及び長さの単位は、メートル(小数点以下2位まで)とすること。

注 4 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。

注 5 付近見取図及び地籍図の方位は、一致させること。

注 6 書類図面等のつなぎ合わせ目には関係権利者全員及び代理人の割り印をすること。

注 7 表示くいは、耐久性のあるものとする。

様式第10号(第8条関係)

水平距離指定申請書			
建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定を次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。			
年 月 日			
申請者		住所	印
		氏名	(名称及び代表者氏名)
宜野湾市長 殿			
1 申請者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☎		
2 代理人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☎		
3 指定申請地	宜野湾市 から ----- 宜野湾市 まで		
4 指定を受ける水平距離	m	6 現在の道路幅員	m
5 道路の種類別		7 道路の延長	m
※ 受付欄	※	※ 摘要	

備考 ※印は、記入しないこと。

様式第11号(第8条関係)

水 平 距 離 指 定 書			
宜建築指令 第 号			
申請者 住 所 氏 名 (名称及び代表者氏名)			
年 月 日付で申請のあった水平距離の指定については、次のとおり建築基準法第42条第3項の水平距離を指定する。			
年 月 日			
指定番号 第 号 宜野湾市長 印			
1 申請者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			
2 代理人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			
3 指 定 申 請 地	宜野湾市 から ----- 宜野湾市 まで		
4 指定を受ける水平距離	m	6 現在の道路幅員	m
5 道 路 の 種 別		7 道 路 の 延 長	m

様式第12号(第9条関係)

位置指定道路等の変更等申請書(正)										
建築基準法第42条第 項第 号の道路位置の指定の ^{変更} _{廃止} を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日										
申請者 氏名							住所 印			
							(名称及び代表者氏名)			
宜野湾市長 殿										
1 築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		☐								
2 代理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)		☐								
3 指定済 道路位置 等	指定年月日 及び番号	年 月 日 第 号								
	地名及び 地番	宜野湾市								
	幅員及び 延長	幅員	m	延長	m	面積	m ²	幅員	m	面積
4 変更又は廃止の事由										
5 変更又は 廃止後の 道路位置 等	地名及び 地番	宜野湾市								
	幅員及び 延長	幅員	m	延長	m	面積	m ²	幅員	m	面積
6 変更等申請道路の築造時期		年 月 日着工 年 月 日完了予定								
※ 受付欄	下水道施設課			土木課			都市計画課			
	課長	係長	係	課長	係長	係	課長	係長	係	
備考 ※印欄は、記入しないこと。										

位置指定道路等の変更等申請書(副)		
建築基準法第42条第 項第 号の道路位置の指定の変更を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 申請者 住所 氏名 印 (名称及び代表者氏名) 宜野湾市長 殿		
1 築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☎	
2 代理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☎	
3 指定道路位置等	指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
	地名及び番地	宜野湾市
	幅員及び延長	幅員 m 延長 m 面積 m ² 転回広場 ヶ所 面積 m ²
4 変更又は廃止の事由		
5 変更又は廃止後の道路位置等	地名及び番地	宜野湾市
	幅員及び延長	幅員 m 延長 m 面積 m ² 転回広場 ヶ所 面積 m ²
6 変更等申請道路の築造時期	年 月 日着工 年 月 日完了予定	
※ 受付欄		

備考 ※印欄は、記入しないこと。

様式第13号(第9条関係)

位置指定道路の変更等指定書	
<p style="text-align: right;">宜建築指令 第 号</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>年 月 日付けの位置指定道路の変更等申請に係る 年 月 日 第 号の道路の位置の指定を、次のとおり変更(廃止)する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 変更指定番号 第 号 宜野湾市長 印</p>	
1 築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
2 代理者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
3 指定済 道路位置 等	年月日番号 年 月 日 第 号
	地名及び 地番 宜野湾市
	幅員及び 延長 幅員 m 延長 m 面積 m ² 転回広場 ケ所 面積 m ²
4 変更又は 廃止後の 道路位置 等	地名及び 地番 宜野湾市
	幅員及び 延長 幅員 m 延長 m 面積 m ² 転回広場 ケ所 面積 m ²
5 その他の事項	別添図書とおり

様式第14号(第10条関係)

建築物認定申請書			
建築基準法施行令第 条 の建築物としての認定を申請します。この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日			
申請者 住所 氏名 印 (名称及び代表者氏名)			
宜野湾市長 殿			
1 築造主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)			
2 設計者の住所及び氏名			
3 敷地の位置	地名地番	宜野湾市	
	用途地域	その他の地域 地区・区域等	
	防火地域		
4 主要用途		5 工事種別	
6 構造		7 階数	
8 軒の高さ	m	9 最高の高さ	m
	申請部分	申請以外の部分	合計
10 敷地面積	m ²		m ²
11 建築面積	m ²	m ²	m ²
12 延べ面積	m ²	m ²	m ²
13 建ぺい率	%	14 容積率	%
15 工事着手予定年月日	年 月 日	16 工事完了予定日	年 月 日
17 その他必要な事項			
※ 受付欄	※ 摘要	※ 認定年月日及び番号	
		年 月 日 第 号	

備考 1 様式中の2行目の空欄には、関係条項を記入すること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第15号(第10条関係)

建 築 物 認 定 書				
		宜建築指令第	号	
		申請者 住所 氏名		
		(名称及び代表者氏名)		
		年 月 日付けの認定申請に係る建築物については、次のとおり		
建築基 準法施行令第 条 の建築物として認定する。 準法施行条例 年 月 日		建築基 準法施行令第 条 の建築物として認定する。 準法施行条例 年 月 日		
		宜野湾市長	印	
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)				
2 設計者の住所及び氏名				
3 敷地の位置	地名地番	宜野湾市		
	用途地域	その他の地域 地区・区域等		
	防火地域			
4 主要用途		5 工事種別		
6 構造		7 階数		
		地上	階階	
		地下	階階	
8 軒の高さ		m	9 最高の高さ	
		m		
		申請部分	申請以外の部分	合計
10 敷地面積		m ²		
		m ²	m ²	
11 建築面積		m ²	m ²	
		m ²	m ²	
12 延べ面積		m ²	m ²	
		m ²	m ²	
13 その他必要な事項		別添図書のとおり		

様式第16号(第13条関係)

<p>設 計 変 更 申 請 書</p> <p>許可(認定)を受けた次の建築物の設計を変更したいので、許可(認定)通知書に変更図書を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 印 (名称及び代表者氏名)</p> <p>宜野湾市長 殿</p>		
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☎	
2 建築場所	宜野湾市	
3 許可(認定)年月日及び 番号	許 可 認 定	年 月 日 第 号
4 設計者の資格、住所 氏名、建築士事務所名 等	() 級建築士() 登録第 号 () 級建築士事務所() 登録第 号 住所 氏名	☎
	変 更 前	変 更 後
5 用途		
6 構造		
7 敷地面積	m ²	m ²
8 建築面積	m ²	m ²
9 延べ面積	m ²	m ²
10 制限を受ける用途に 供する部分の床面積	m ²	m ²
11 原動機出力数	KW	KW
12 その他の機械設備等		
13 その他参考事項		
14 変更理由		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 処 理 欄

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第18号(第13条関係)

設 計 変 更 届		
<p>確認を受けた次の建築物の計画の変更(省令第3条の2で定める軽微な変更に限る。)を行ったので、変更図書を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>建築主事 様 届出者 住所 氏名 氏名 印</p>		
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	TEL	
2 建 築 場 所	宜野湾市	
3 確認年月日及び番号	確認 年 月 日 第 号	
4 設 計 者 の 資 格 住 所 ・ 氏 名 建 築 士 事 務 所 名 等	()級建築士 ()登録 第 号 住所 氏名 ()登録 第 号 TEL	
5 省 令 第 3 条 の 2 で 定 め る 軽 微 な 変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
第1項第1号に関する事項		
第1項第2号に関する事項		
第1項第3号に関する事項		
第1項第4号に関する事項		
第1項第5号に関する事項		
第1項第6号に関する事項		
第1項第7号に関する事項		
第1項第8号に関する事項		
第1項第9号に関する事項		
第1項第10号に関する事項		
第1項第11号に関する事項		
第1項第12号に関する事項		
第1項第13号に関する事項		
第1項第14号に関する事項		
第1項第15号に関する事項		
第2項に関する事項		
第3項第1号に関する事項		
第3項第2号に関する事項		
第4項第1号に関する事項		
第4項第2号に関する事項		
その他建築基準関係規定に 関する変更事項		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 承 認 番 号 欄
		年 月 日 第 号 印

備考 ※印欄は、記入しないこと。用紙の大きさは日本工業規格A4判とする。

様式第19号(第14条関係)

許可(認定・確認)記載事項等変更届出書		年 月 日
市長 宜野湾市 殿 建築主事		申請者氏名 印
1	建築主住所氏名	
2	許可(認定・確認)年月日及び番号	年 月 日 第 号
3	敷地の位置	宜野湾市
4 変 更 の 事 項	ア 建築主	()級建築士 登録第 号 ()級建築士事務所 登録第 号 新
	イ 代理人	住所氏名
	ウ 工事監理者	
	エ 工事施工者	()級建築士 登録第 号 ()級建築士事務所 登録第 号 旧 電話
	オ その他	住所氏名
	理由	
※ 受 付		決 裁 欄
		年 月 日
		第 号
		印

備考 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 変更の事項欄は、該当する項目を○で囲むこと。

様式第20号(第14条関係)

工事監理者(工事施工者)選定届出書 次の建築物に関する工事監理者(工事施工者)を選定したので、届け出ます。 年 月 日 届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 印 宜野湾市建築主事 殿		
建築主	住所氏名	
確認	年月日 番 号	年 月 日 第 号
敷地の位置	宜野湾市	
工事監理者	資格 事務所名	()級建築士 ()登録第 号 ()級建築士事務所 ()登録第 号 ☎
	住所氏名	印
工事施工者	許可番号	国土交通大臣 許可 第 号 知事
	住所氏名	☎ 印
※受付欄	※ 摘 要	

備考 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第21号(第15条関係)

<p style="text-align: center;">工 事 取 り や め 届 出 書</p> <p>先に許可(認定・確認)を受けました建築物の、建築の全部(一部)を取りやめたので、許可通知書(認定通知書・確認済証)を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 印 (名称及び代表者氏名) 電 話</p> <p style="text-align: left;">宜野湾市 市長 殿 建築主事</p>	
1 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	☎
2 許可(認定・確認)年月日	年 月 日
3 許可(認定・確認)番号	第 号
4 主 要 用 途	
5 工 事 種 別	
6 建 築 場 所	宜野湾市
7 理 由	
※ 受 付 欄	※ 摘 要

備考 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第22号(第15条関係)

取下届出書	
<p>次のとおり建築物等の許可申請(認定申請・確認申請・完了検査申請・計画通知・完了通知)申請を取り下げたいので、届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>届出者 住所 氏名 印 (名称及び代表者氏名) 電話</p> <p>宜野湾市 市長 殿 建築主事</p>	
1 受付年月日	年 月 日
2 受付番号	第 号
3 建築場所	宜野湾市
4 建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	
5 取下げ理由	
※ 受付欄	※ 摘要

備考 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

2 届出者と建築主が異なる場合は、建築主の委任状を添付すること。

様式第24号(第16条関係)

特定建築物の除却(変更・休止・再使用)届 宜野湾市建築基準法施行細則第16条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住 所 氏 名 印 (名称及び代表者名) 宜野湾市長 殿			
1	所有者住所及び氏名		
2	管理者住所及び氏名		
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 (地名地番)	
	(2) 名称		
	(3) 用途	新	
		旧	
	(4) 構造		
(5) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(m ²)		
4	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号	
5	検査済証交付者検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 号	
6	定期報告の対象外となる理由		
7	変 動 年 月 日	除却年月日： 年 月 日 変更年月日： 年 月 日 再使用年月日： 年 月 日 休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで	
	※受 付	※摘 要	

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 変更については、各階及び用途別の面積表及び各階平面図を添付すること。

様式第25号(第17条関係)

特定建築設備等の廃止(休止・再使用)届 宜野湾市建築基準法施行細則第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者 住 所 氏 名 (名称及び代表者名) 印 電 話 宜野湾市長 殿	
設 置 場 所	
建 築 物 の 名 称	
建 築 設 備 等 概 要	種別
	種類 用途 号機 積載 t 定員 人 速度 製造者
届 出 に 係 る 事 項	廃止 休止 再使用
廃止・休止・再使用 を する 理 由	
変 動 年 月 日	廃止年月日 : 年 月 日 再使用年月日 : 年 月 日から 休止の期間 : 年 月 日から 年 月 日まで
※受 付	※ 摘 要

備考 1 様式中の不要の文字は抹消すること。

2 ※印欄は記入しないこと。

様式第 26 号（第 17 条の 2 関係）

1 変 更 事 項		所有者	管理者
2 所 有 者 等	変 更 前	住 所	
		氏 名 (名称及び代表 者氏名)	電話
	変 更 後	住 所	
		氏 名 (名称及び代表 者氏名)	電話
3 変 更 年 月 日	年 月 日		
4 建 築 物 の 名 称			
5 建 築 物 の 所 在 地			

※ 受 付 欄	※ 適 要

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。

様式第 27 号(第 17 条の 2 関係)

(昇降機等・防火設備)の所有者等変更届

宜野湾市建築基準法施行細則第17条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住 所
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)
電 話

宜野湾市長 殿

1 変 更 事 項	所有者	管理者	名称	住所
2 変更前の名称 住所				
3 変更後の名称 住所				
4 変更の理由				
5 変更の年月日				
6 建物の名称 及び所在地				
7 設置されてい る昇降機等の 概要	イ 種類・台数	台		
	ロ 用 途			

※ 受 付 欄	※ 摘 要

- 備考 1 様式中の不要の文字は、抹消すること。
- 2 防火設備は、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告を要する特定建築物に設けるものを除く。
- 3 防火設備の場合は、様式中の7の欄は記入しないものとする。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

様式第28号(第18条関係)

工 程 報 告 書					
宜野湾市建築基準法施行細則第18条の規定により工事の報告をします。					
年 月 日					
宜野湾市長 宜野湾市建築主事 殿		工事監理者 住 所 氏 名 資 格 () 級建築士登録第 号 建築士事務所名 電 話			
1 建築場所	宜野湾市				
2 建築主住所氏名					
3 建築物概要	造地上	階	地下	階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²	
4 主要用途		5 工事種別			
6 確認年月日	年 月 日	7 確認番号	第 号		
8 工事着手予定日	年 月 日	9 工事完了予定	年 月 日		
10 工事施工者住所氏名	☎				
11 工事現場の危害防止措置等					
検 査 事 項 ・ そ の 他					
検査月日	検査工程	検査事項・内容			検査印
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
備考欄	特殊建築物の定期報告について				
	建築物	1年	2年	3年	不要
	設備	換気	排煙	非照	/

※ 裏面も記入して下さい。

(裏)

使用材料及び許容地耐力	
コンクリート _____	長期地耐力 _____ KN/m ²
鉄筋 _____	杭 _____ KN
鋼材 _____	ボーリングデータ 有・無
高力・ボルト _____	

工事の概況		
	変更・是正の概況	※ 処 理 欄
工事期間における主要な変更・是正		

※ 処理欄には行政庁の担当者が下記の事項について記入します。

- 1 設計変更届が必要か否か
- 2 計画変更の確認申請が必要か否か
- 3 工事監理者に一任するか
- 4 その他

施 工 計 画 報 告 書

宮野湾市建築基準法施行細則第18条の規定により工事の施工計画を報告します。

宮野湾市長 殿

報告者	工事監理者 住所・氏名	()級建築士()登録 第 号 住所氏名 印 所属 TEL		使用材料	セメント	名・種別・場 造 工	産地・種別・ 量分量(%)	細骨材	産地・種別・ 最大寸法										
	施工者 住所・氏名	名称 住所 代表者 印 所属 TEL			混和材料	レゾーミクスト コンクリート	製造会社及び工事名		工事現場までの 距離・所用時間										
建築工事名称				調査計画	番号	打設 部位	打設 時期	コンクリート の種別	設計基準 強度 (N/cm ²)	呼び寸法 (cm)	スランブ (%)	空気量 (%)	水セメント 比 (%)	単位水量 (kg/m ³)	骨材 率 (%)				
建築場所					1														
建築主 住所・氏名					2														
設計者 住所・氏名					3														
確認年月日					4														
建築物の概要					5														
かぶり厚さの 最小値(cm)	敷地面積	m ²		建築面積	m ²		延べ面積	m ²		調査計画番号 打込箇所 打込年月日 打込容積(m ³) 打込方法 予定試験回数 容積計 普通 m ³ 軽量 m ³ 合計 m ³ 塩化物量の予測 ()0.30kg/m ³ 以下 ()調査(W/C、スランブ cm) ()0.30kg/m ³ を越え0.60kg/m ³ 以下 ()防錆剤() ()0.60kg/m ³ を越える ()床下端の鉄筋のかぶり厚さ cm ()その他()その他() 塩害の要因(有・無) アルカリ骨材反応対策(有・無) ()海砂 ()無害骨材の使用 ()混和剤 ()低アルカリ形セメントの使用 ()海水中の塩分 ()アルカリ総量 kg/m ³ ()その他()混合セメントの使用									
	階数	地上	地下	階階	主要用途	構造													
	部 位	土に接しない部分			土に接する部分														
	柱	屋外	屋内																
	屋根版	屋外	屋内																
	床版	下層	上層																
外部仕上げの 種類・工法等	はり	屋外	屋内																
	耐力壁	屋外	屋内																
	非耐力壁	屋外	屋内																

様式第30号(第28条関係)

公開による意見の聴取請求書	
宜野湾市長 殿	
年 月 日	
請求者	住所 氏名 印
年 月 日付 で通知のあった措置について異議があるので、 公開による意見の聴取を行うことを請求します。 なお、請求の趣旨等は、次のとおりです。	
1 請求の趣旨	
2 その他の事項	
※ 受 付 欄	※ 摘 要

備考 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第1号(第2条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第3号(第2条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

(平11規則18・全改、平12規則27・一部改正)

様式第5号(第5条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第6号(第5条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第7号(第5条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第7号の2(第5条関係)

(平20規則22・追加、平28規則29・一部改正)

様式第8号(第8条関係)

(平11規則18・全改、平13規則24・平19規則14・平20規則22・平30規則1・
一部改正)

様式第9号(第8条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第10号(第8条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第11号(第8条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第12号(第9条関係)

(平11規則18・全改、平12規則27・平13規則24・平20規則22・平30規則1・
一部改正)

様式第13号(第9条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第14号(第10条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第15号(第10条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第16号(第13条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第17号(第13条関係)

(平11規則18・全改、平13規則24・平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第18号(第13条関係)

(平20規則22・全改、平28規則29・一部改正)

様式第19号(第14条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・一部改正)

様式第20号(第14条関係)

(平11規則18・全改、平13規則3・平19規則14・一部改正)

様式第21号(第15条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第22号(第15条関係)

(平11規則18・全改、平19規則14・平20規則22・一部改正)

様式第23号 削除

(平19規則14)

様式第24号(第16条関係)

(平19規則14・全改、平28規則29・一部改正)

様式第25号(第17条関係)

(平19規則14・全改、平28規則29・一部改正)

様式第26号(第17条の2関係)

(平28規則29・追加)

様式第27号(第17条の2関係)

(平28規則29・追加)

様式第28号(第18条関係)

(平11規則18・全改、平13規則24・平14規則46・一部改正、平28規則29・
旧様式第26号繰下)

様式第29号(第18条関係)

(平11規則18・全改、平13規則24・平14規則46・一部改正、平28規則29・
旧様式第27号繰下)

様式第30号(第28条関係)

(平11規則18・全改、平12規則27・平20規則22・一部改正、平28規則29・
旧様式第29号繰下)